

原子力開発利用基本計画策定要領(案)

一 策定の目的

原子力の開発及び利用に關し基本的総合的な計画を策定し、それに基づき原子力の平和利用を計画的かつ効果的に推進させることを目的とする。

二 策定の概要

(一) この計画は、昭和三十一年度から向う十年についての長期基本計画とそれに基づき毎年策定される年度基本計画とし、その内容には次の事項に關する基本的計画を記載するものとする。

- 1 原子力の建設、利用等に關する事項
- 2 核燃料物質及び核燃料物質の開発に關する事項
- 3 研究者及び技術者の養成訓練に關する事項
- 4 アイソトープの利用に關する事項
- 5 放射線障害防止に關する事項
- 6 この計画の策定に當つては、次の事項を考慮するものとする。
  - ① 原子力の利用に關するエネルギー需給の見透
  - ② わが國における関連産業の生産能力及び技術水準
  - ③ 原子力に關する國際情勢の見透
  - ④ 諸外國における原子力の開発利用の状況及び見透

その他

三 策定の方法

- (一) この計画の立案に當らるるため、原子力委員会の参与のうち適当な者若干名のほか専門委員十名程度をもつて構成される基本計画策定小委員会(仮称)を設ける。
- (二) この計画の策定に當つては、広く各界の意見をきくため、関係官庁、日本学術會議、原子力研究所、原子力産業會議所等と緊密な連絡をとるものとする。
- (三) 長期基本計画は本年六月三十日までに策定することを一応の目標とするが、昭和三十一年度基本計画の策定が至急に要請されている事情に鑑み、長期基本計画のうち昭和三十一年度基本計画の策定に必要な事項については、昭和三十一年度基本計画を本年四月三十日までに策定できるように早急に決定するものとする。

○ 小委員会のメンバーの指定については

大塚 益比古  
木村 一久

3月 23日 30日

c111-003-013